

農林水産物消費回復緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

農林水産物消費回復緊急支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金交付要綱（令和3年5月24日付第202100050159号鳥取県農林水産部長通知。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業の内容及び留意事項

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、県内の農林水産業関係団体等（農林水産物を扱う団体）とする。

(2) 対象とする事業期間

本補助金の対象事業は、交付決定の時期に関わらず、当該年度の4月1日から2月28日の間に実施する事業とする。

(3) 対象事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を大きく受けた米、牛肉、乳製品、鮮魚・カニ等の農林水産物及び農林水産加工品（食品）の消費回復・拡大に向け、県内の農林水産業関係団体等が行う販路開拓、新しい生活様式に合わせた新商品開発等の新たな取組や県内農林水産物の販売促進を図るための取組を対象とする。

機械機器整備にあたっては、汎用性のあるもの（パソコン等）は事業対象外とする。また、機械機器整備にあたっては、原則として3者以上の競争入札又は相見積りにより、納入業者を選定するものとする。

第3 事業の実施手続き等

1 計画協議

(1) 実施主体は、農林水産部長が別に定める日までに実施計画（別記様式2）を作成し、別記様式1を添付して農林水産部長へ提出するものとする。

(2) 農林水産部長は、提出を受けた計画内容を適当と認めたときは、実施主体へ通知するものとする。

2 計画変更

実施計画の変更については、1に準じて行うものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日以降に実施する事業から適用する。

別記様式 1

農林水産物消費回復緊急支援事業
実施計画申請書

令和 3 年 月 日

鳥取県農林水産部長 様

申請者 住 所
団体名

別添のとおり、事業実施計画書を添えて申請を行います。

【担当者】

氏 名	
役職・所属	
連絡先 (電話・メール)	

農林水産物消費回復緊急支援事業
実施計画

1 実施計画概要（目的、事業の必要性、消費が落ち込んだ品目と影響を記載すること）

--

2 計画内容

- (1) 実施期間：
- (2) 計画の詳細

内 容	経費内訳 (単価×回数など)	補助対象経費 (千円)
	合計	

※事業内容は、具体的に記載すること。

3 効果、成果目標

--